

6-8. タクシー助成制度の活用を検討

1) タクシー券の助成制度

タクシー助成制度は、ドアツードアサービスのため、利用者の身体的負担は他の公共交通手段よりも極めて小さいのが特徴である。利用想定者が経済的な負担を過度に感じずに外出できるサービスレベルに設定できれば、高い評価を得られるが、想定される対象地域内のタクシー需要増に対してタクシー事業者の供給力が許容できるか否かについての検討が必要である。

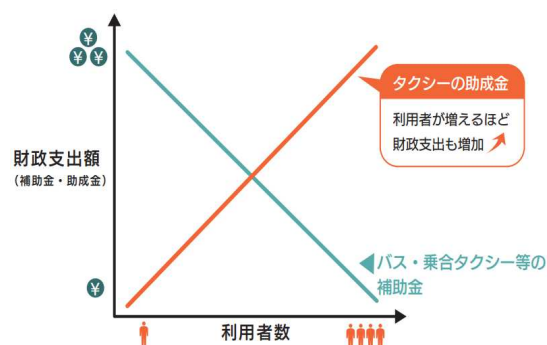
①主な対象者

対象者を65歳以上の高齢者で、自動車運転免許の非保有とした場合には対象者が限定される

②タクシー券の助成の特徴

高齢者等の増加により財政支出額が今後膨らむかもしれないこと、利用者数が増加すると助成額も増加するという制度上の特性がある

タクシーの助成金の特徴



③外出支援タクシー制度の概要

高齢者の日常生活の利便性の向上と社会活動の拡大に資することを目的に、運転免許を持たない65歳以上の方のタクシー運賃等の一部を助成する制度。(一部：例示)

導入目的	交通弱者等の移動手段確保
対象者	<p>次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上の方で、運転免許を保有していない方 ・ 要介護1以上の認定を受けている方で、運転免許を保有していない方 ・ 身体障害者手帳の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方 ・ 療育手帳の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方 ・ 精神保健福祉手帳の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方 ・ 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けた方で、運転免許を保有していない方 ・ 母子健康手帳の交付を受けた方（ただし出産予定日の3か月後まで） ・ 運転免許証自主返納カードの交付を受けた方
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用助成券（1枚につき500円の助成）を申請月により交付 ・ 病気などにより、自動車等を運転することができない方は、自動車等を運転できない期間分を交付
利用できる区間	町内での移動の際のみ利用助成券を使用可能。ただし、一部町外の医療機関への移動も可能とするなど
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用助成券を使用できる枚数は、1回の乗車につきタクシー料金を超えない範囲内で、1人2枚(1000円)まで。 ・ 一月あたりの使用枚数の制限はなし。 ・ 2人以上のグループでも、それぞれ使用可能。など

2) 導入時に検討する主な要件

①受給バランス

タクシー助成制度の導入・見直しの際は、想定される対象地域内のタクシー需要増に対してタクシー事業者の供給力が許容できるか否かについての検討が重要となる。

②タクシー助成制度導入・見直しのプロセス

- ・比較的入手しやすい情報をもとに、タクシー助成の利用数、助成額、タクシー供給力の概略検討を行う。
- ・利用数、助成額は点で予測するのではなく、予測条件に幅を持たせた複数ケースのシミュレーション結果を判断材料として、自治体が受容可能か、否かを検討できるものとする。



出典：地域公共交通としての「タクシー助成制度」の活用に向けて（国土交通省）
<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000169384.pdf>

③タクシー助成制度導入手順

Step 1 対象地域の設定

(1) エリア単位を市町村全域にするか、一部の地域を対象とするかを検討する。

対象地域候補の1乗車当たりの財政支出から、支出の高い路線を抽出する
公共交通マップ・時刻表から、公共交通を利用しにくい地域を抽出する。

(2) 移動先を設定する。

移動先は、主要な目的地がある地区などを設定する

Step 2 対象者の設定

(1) タクシー助成利用需要を分析するための分析単位を設定する。(大字・小字, 公民館区等)

(2) 既存の制度をレビューする。

既存の制度では、年齢、自由にできる自動車の有無(免許保有含む)、所得(非課税世帯)などで対象者を限定しているものがある。

(3) 移動手段の確保が必要な利用想定者の像を明らかにしたうえで、対象者を絞り込む

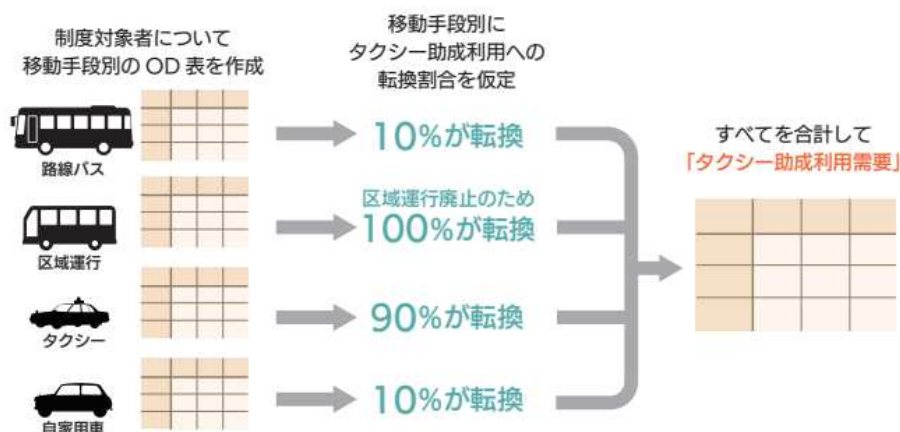
対象者の設定にあたっては、需要や財政負担を予測するために対象者数を把握することが必要

Step 3 基礎データの作成

(1) 下表のようにタクシー助成利用需要を整理する。

既存の公共交通手段の利用実績やアンケート調査で把握した移動履歴等を基に、タクシー助成制度導入前の時点で対象地域内の各地区から主な移動先のある地区に移動している1か月間ののべ人数を交通手段別に一覧表にする。このとき設定した対象者のみになるように不明な場合は、その地区の総人口に対する対象者の割合で按分するなどの方法がある。それぞれ交通手段についてタクシー助成への転換割合を仮定して、タクシー助成利用需要を表に整理する。

		主な移動先		
		地区A 中心部	市内中心部	〇〇総合病院
対象地区	地区A	のべ〇人/月	のべ〇人/月	のべ〇人/月
	地区B	のべ〇人/月	のべ〇人/月	のべ〇人/月
	地区C	のべ〇人/月	のべ〇人/月	のべ〇人/月



(2) 下表のように移動距離（片道）を整理する。

		主な移動先		
		地区 A 中心部	市内中心部	〇〇総合病院
対象地区	地区 A	〇 km	〇 km	〇 km
	地区 B	〇 km	〇 km	〇 km
	地区 C	〇 km	〇 km	〇 km

Step 4 自己負担・助成額の設定

- (1) 各対象地区から各移動先へのタクシー料金（タクシー運賃メーター表示額）を整理する。
- (2) 自己負担・助成額を設定する。

設定方法	メリット	デメリット	設定例
1 乗車当たりの自己負担、助成のいずれかが定額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負担を定額に設定すると、利用者にとって分かりやすい。 ・ 助成を定額に設定すると、行政負担を管理しやすい。 ・ 定額設定とすることで、タクシー助成の利用の精算（オペレーション）を円滑にすることが可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長距離移動では、自己負担定額では財政支出が大きくなり、助成定額では利用者負担が大きくなる懸念される。 	例 1
1 乗車当たりの自己負担、助成のいずれかが定率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己負担、助成を定率とすることで、距離に応じた負担となり、一定の公平性を担保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定率設定とすることで、タクシー助成の利用の精算（オペレーション）が定額設定の場合と比較して複雑となる。 	例 2
1 乗車の運賃メーター表示額により自己負担、助成の額/割合が変動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の状況に応じた条件設定ができれば、自己負担のわかりやすさ、公平性の両方のバランスをとれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー料金で自己負担・助成の額/割合が変動しない場合と比較して、利用者にとって自己負担額の計算が複雑となる。 ※地域の状況に応じた設定を行うことが重要。 	例 3
助成制度利用の上限設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限を設定することで、無尽蔵の負担とならず、財政支出を管理しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上限（金額・回数）を超えた分は、タクシー助成制度利用対象外となるため、すべて自己負担となる。 	例 4

□設定例

例 1) 自己負担から設定

- ・ 自己負担は 1 乗車 600 円、運賃メーター表示額との差額を助成
- ・ 助成は 1 乗車 500 円、運賃メーター表示額との差額を自己負担
- ・ タクシー初乗り運賃相当額を助成、運賃メーター表示額との差額を自己負担
- ・ バス・タクシー券の額面額（タクシー）を助成、運賃メーター表示額との差額を自己負担
- ・ 1 乗車 800 円以内×月 8 回まで助成、運賃メーター表示額との差額を自己負担

例2)

- ・ 自己負担 8 割, 助成 2 割。
- ・ 自己負担 5 割, 助成 5 割。利用者は 1 冊 3,000 円分の乗車券を半額で購入。
- ・ 自己負担 5 割, 助成 5 割。ただし, 1 乗車当たりの助成の上限は 3,000 円。
- ・ 自己負担 1/3, 助成 2/3。
- ・ 助成は 2/3 以内, 自己負担は最低 300 円

例3)

2段階の例

- ・ 自己負担 5 割, 助成 5 割。運賃メーター表示額が 1,000 円未満の時は 500 円が自己負担。

3段階の例

- ・ 運賃メーター表示額が 2,000 円までの時は 1/2 の額,
2,000 円から 6,000 円の時 1,000 円,
6,000 円を超えた時は〔運賃メーター表示額〕 - 〔5,000 円〕を自己負担

例4)

助成金額の上限を設定 (月や年間の助成総額制限)

利用回数・枚数の上限を設定 (月や年間の総利用回数制限)

- ・ 500 円のタクシー利用券 × 24 枚を超えたら以降は自己負担
- ・ 400 円 × 50 枚のチケットを交付 (400 円の倍数を超える端数は自己負担)

Step 5 1 乗車当たりの平均的な助成額の算定

- (1) 利用需要と 1 乗車当たりの助成金額から対象地域全体の 1 か月間の合計助成額を算出する。
- (2) 対象地域全体での 1 乗車当たりの平均助成額を求める。

$$1 \text{ 乗車当たりの平均助成額} = \frac{\text{対象地域全体の 1 か月間の合計助成額}}{\text{対象地域全体のタクシー助成利用需要}}$$

Step 6 財政支出の試算

- (1) 下表のような整理を行う。

タクシー助成 利用需要 (のべ人数/月)	○人 (70%)	○人 (80%)	○人 (90%)	○人 (100%)	○人 (125%)	○人 (150%)	○人 (200%)	○人 (250%)	○人 (300%)
1 か月間の 財政支出	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円	○円

← 減る場合
想定値
→ 増える場合

Step 7 タクシー供給力の試算, 需給バランスの検証

- (1) 事業者ごとにタクシー供給力を求める。
- (2) 事業者ごとのタクシー供給力の総和を, 対象地域全体のタクシー供給力とする。
- (3) 助成制度導入後の需給バランスを確認する。

$$\text{現在の需給バランス} = \frac{\text{現在の一日走行距離の総和}}{\text{対象地域全体のタクシー供給力}}$$

④タクシーに関する制度改正

タクシー乗務員不足への対応やタクシーの利便性向上に向けて、2020 年度に道路運送法や道路交通法の改正等により、タクシーに関する制度改正が行われる予定。

タクシー乗務員不足への対応策に

■ 交通事業者が協力する ■ 自家用有償旅客運送制度の創設

交通事業者が委託を受けるまたは実施主体に参画することで運行管理、車両整備管理を担う交通事業者協力型自家用有償旅客運送制度を創設します。また、合意形成手続きや申請手続きの簡素化等の特例措置を講じます。運行事業者のノウハウを活用することで、自治体等は負担が軽減し、利用客は安心・安全なサービスを受けることができます。市民ドライバーの活用等についても検討可能です。

過疎地域等の交通事業者 (バス・タクシー)

ノウハウを活用して協力

自家用有償旅客運送 (市町村等)
市町村等が使用権限を有する自家用自動車

● 運行管理
● 車両整備管理

住民ドライバー

▲交通事業者協力型自家用有償旅客運送制度の概要

■ 二種免許取得の年齢要件の緩和

バスやタクシーなど旅客運送のために運転するのに必要な第二種運転免許を取得するためには、現在は21歳以上で普通免許3年以上等の要件があります。今後、道路交通法が改正されれば特別な教習を修了した者は、19歳・普通免許1年以上に緩和されます。

■ タクシーの営業区域外運行の柔軟化

台風等の災害時や過疎地での夜間対応など、隣接市町村のタクシーの方が近い場合や24時間対応可能な場合など、地域や時間帯によって、営業区域を超えた移動ニーズへの対応が発生しています。地域において必要であると認められた場合、一定の要件のもと、営業区域外運送が可能となります。

丙地区の住民が不便なので配車依頼を受けてください

空白地域 丙

地域公共交通会議等 or 市町村

区域内事業者 A

区域外事業者 B

営業区域 甲

営業区域 乙

協議が調った場合に国土交通大臣が認めた場合は営業区域外運送を可能に

▲営業区域外運行のイメージ

より便利なタクシーへ

■ タクシーの相乗り導入

利用客は低廉な料金で利用でき、タクシー事業者は生産性向上につながり、双方にメリットがある「タクシー相乗り」。道路運送法上の通達を整備し、2020年度に導入する予定です。アプリによるマッチング、最適なルート選定、乗車距離に応じた割り勘料金の事前確定、キャッシュレスでの支払いなど利用しやすい環境づくりが期待されます。

■ タクシーの定額運賃

閑散期等の需要喚起を目的として、エリア・時間帯・上限回数などの条件を設定して低額でタクシーを利用できるサービス。道路運送法上の通達を整備し、2020年度に導入する予定です。定期的に通院するなど、利用回数が多い利用客は、乗車の度に支払う従来の方法よりも割安になります。

出典：国土交通省中国運輸局 交通政策部交通企画課（2020年3月）
<https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/content/000169384.pdf>

2) 県内の事例シー券の助成制度

嘉手納町が「高齢者外出支援タクシー料金助成事業」を実施（町内移動に限定）

対象となる方（1～6すべての条件に該当する方）

- ・70歳以上のみの世帯の方
- ・1年以上前から嘉手納町に在住の方
- ・「嘉手納町高齢者外出支援事業」などの他の移動支援サービスを利用していない方
- ・自家用車を保有していない世帯の方
- ・ご自身でタクシーの乗り降りができる方
- ・町民税非課税世帯の方

※対象者は70歳以上で他の移動支援サービスを利用せず、自家用車を保有していない町民税非課税世帯の方。

対象者には450円のタクシー助成券を3ヶ月分で最大18枚を発行

実施期間：2020年5月1日から7月31日

申請開始日：窓口での手続きには印鑑が必要：2020年4月20日から

担当課：福祉課 社会福祉係

《実証実験》嘉手納町
タクシー料金助成事業
 のご案内

嘉手納町では、高齢になっても元気で暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、タクシー料金助成事業の実証実験を行います。

対象者に **450円**の助成券を **最大で(3か月分) 18枚**を交付します!!

※1か月あたり6枚を交付します。※助成額を超える金額については自己負担となります。

対象となる方
 下記の全ての条件に該当する方が対象となります。

- 70歳以上のみの世帯の方
- 1年以上前から嘉手納町に在住の方
- 他の移動支援サービスを利用していない方
 (嘉手納町高齢者外出支援事業など)
- 自家用車を保有していない世帯の方
- ご自身でタクシーの乗り降りができる方
- 町民税非課税世帯の方

期間
 令和2年5月1日(金)～
 令和2年7月31日(金)

助成券を利用できるタクシー会社
 株式会社 比謝川タクシー

利用できる区間
 乗り場または降り場どちらかが嘉手納町内

令和2年4月20日(月)から申請を受け付けます!

※嘉手納町役場福祉課窓口までお越しください。※手続きには印鑑が必要です。

【お問い合わせ先】
 嘉手納町役場 福祉課 社会福祉係 ☎:098-956-1111 (内線:127または128)

※今後、「タクシー料金助成事業」の導入については、本実証実験の結果をもとに検討していきます。